

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局工務部給水課 (06-6616-5480)
処分担当名	水道局工務部給水課
処分の名称	給水施設工事の承認
概要	給水施設の工事をしようとする者は、あらかじめ内部施設の設計書を添付して局に申込み、局長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市工業用水道事業給水条例(昭和34年4月1日大阪市条例第20号)第8条、第9条 http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html (大阪市規程データベース 第22類 第4章 事業 大阪市工業用水道事業給水条例) 大阪市工業用水道事業給水条例施行規程(昭和34年4月1日大阪市水道事業管理規程第11号)第5条～第12条
審査基準	次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 給水施設及び内部施設の構造及び材質の基準に違反していないこと 「給水施設」とは、需要者に水を供給するために工業用水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のうち、水道メータまでのものをいいます。 「内部施設」とは、需要者に水を供給するために工業用水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のうち、水道メータより内部のものをいいます。 「給水施設及び内部施設の構造及び材質の基準」とは、以下の基準をいいます。 ・水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること ・凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直接連結されていないこと ・水道、井河水その他の供給管と直接連結されていないこと ・給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること ・操業上、工業用水道を時間的に不均等に使用しようとする場合にあっては、これに必要な受水槽が設けられていること ・大阪市水道局長が認めたものを使用器具又は材料としていること (2) その他当該給水施設及び内部施設の設計が、給水量及び水質保全について不安がなく、将来の維持管理が容易な構造で、関係法令等に合致していること
標準処理期間	10日
経由日数	2日
提出先	水道局総務部お客さまサービス課
提出時期	工事施工完了予定時期の約半年前
提出方法	給水施設工事の申込申込書を水道局総務部お客さまサービス課へ提出してください。その際、メータ以降の内部施設については、当該施設の設計書を提出のうえ、あらかじめ当局の承認を受ける必要があります。
手数料	なし
相談窓口	工事について：水道局工務部給水課(06-6616-5480) 申込手続きについて：水道局総務部お客さまサービス課(06-6616-5478)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000017139.html
備考	

< 根拠法令等及び条項 >

大阪市工業用水道事業給水条例

(用語の定義)

第2条 この条例で工業とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。

2 この条例で給水施設とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具で水道メーター(以下メーターという。)までのものをいう。

3 この条例で内部施設とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具で給水施設以外のものをいう。

(構造及び材質)

第8条 給水施設及び内部施設の構造及び材質は、局長が別に定める基準に適合しているものでなければならない。

2 局長は給水施設及び内部施設の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めるときは、給水の申込を拒むことができる。

3 局長は、現に使用する給水施設及び内部施設の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その基準に適合させるまで給水を停止することができる。

(工事の申込)

第9条 工事をしようとする者は、あらかじめ内部施設の設計書を添付して市に申し込み、局長の承認を受けなければならない。

2 前項の申込があつた場合、局長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

大阪市工業用水道事業給水条例施行規程

(給水施設等の構造)

第5条 給水施設及び内部施設は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計及び施工をしなければならない。

2 給水施設及び内部施設には、凍結、破壊、侵食等を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

3 給水施設及び内部施設は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。

4 給水施設及び内部施設は、水道、井河水その他の供給管と直結してはならない。

5 給水施設及び内部施設には、給水管へ汚水又は、供給する水以外の水の逆流を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

(受水槽の設置)

第8条 操業上この水道を時間的に不均等に使用する場合は又は局長が給水の適正を保持するため必要があると認めるときは、受水槽を設けなければならない。

(工事材料)

第9条 給水施設工事(以下工事という。)に使用する材料の品目及びその規格等については、局長が別に定める。

(工事申込書の提出)

第10条 工事の申込をしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第 11 条 工事申込者は、条例第 9 条第 2 項の規定により次の各号の 1 に該当する場合には、それぞれ各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水施設から分岐して給水施設を設置するときは、使用者及び所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過して給水施設を設置するときは、土地所有者の同意書
- (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書(内部施設の設計書)

第 12 条 条例第 9 条の規定により添付する内部施設の設計書は、次の範囲について別表第 2 に掲げる作成標準に従い作成したものでなければならない。

- (1) 給水せんまで直接給水するものにあつては、給水せんまで
 - (2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽への給水口まで
- 2 前項第 2 号の場合においては、受水槽以下の設計図の提出を求めることがある。